

# 長与町農業委員会議事録

令和6年12月24日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会



# 令和6年12月農業委員会総会

1. 日時 令和6年12月24日（火） 9時30分から10時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎	

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
5番 増田 博光	6番 吉川 直行	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

5. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（1名）

4番 山口 正則

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第4	第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について		
第5	第4号議案 非農地判断について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

本日の欠席者は、 山口 正則 推進委員の1人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年12月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。5番 渡邊 章三 委員、6番 栗山 将和 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が2件。

第4号議案 非農地判断について

報告事項は 行事報告を予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましては、No.1をご参照ください。

航空写真です。

整理番号 14

申請地

長与町三根郷（地番）

地目 田

面積 1,182 m<sup>2</sup> です。

農地区分は、農用地 区域内となっています。

申請者は、

使用貸人が、

長与町本川内郷（地番） （氏名）

使用借人が、

長与町三根郷（地番） （氏名）

申請目的は、5年間の賃貸借権の設定です。

備考欄に記載のとおり、申請地は、令和2年から農用地利用集積計画に基づく賃貸借契約が結ばれており、水稻が作られております。当該制度が終了を迎えるにあたって貸借の方法を切り替えるものです。なお、年間の借賃は米〇〇kg、10aあたりは米〇〇kgとなります。使用借人の耕作地は、10,118m<sup>2</sup>、労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。

図面の下に（施設名）がございます。（施設名）の北側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。田中 光夫 推進委員

推進委員

12月16日午前10時から、会長、職務代理、坂口委員、事務局2名、そして私で現地を確認しました。こちらの農地は、以前からの貸し借りをしているそうなので何の問題もないと思われます。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番

田中さんが言われたとおりだと思います。以前から貸借があったということですので問題ないと思いました。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

この農地法第3条ということについて、先ほど説明があったと思いますが、もう一度、3条にした理由をちょっと簡単に事務局からお願いします。

事務局

今年度の3月で利用集積による契約が終了となりますので、これを基本的に農地中間管理機構に移行するか、それが出来ない場合は農地法第3条に移行するか、この2通りになります。今回の件ですが、物納でこれまでやってこられたわけですけども、この物納を行うことは、農地中間管理機構では出来ないことになっておりますので、第3条の規定で契約を今回は結んだという格好になっております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 5番 渡邊委員

5番

米の反あたりのキロ数、〇〇キロと書いてありますが、米の値段が上ってきていて、今後、この標準のキロ数というのは大体どのくらいなのか、お伺いをしたいと思います。

事務局

今そこまで確認がとれておりませんので、次回報告をさせていただきたいと思います。  
標準価格っていうのが出ているのかどうかを把握していませんので、そこも含めて、これまでとこれからとっていうのをちょっと勉強させていただきたいと思います。

議長

物納と、金銭で納める方法で、これがもう物納というのが、中間管理が駄目なので、本当は中間管理機構を使ってやりたいというのが本来の筋ですけど、ここら辺もまた指導の中で、物納じゃなくて、金銭でということであればその方が良いのかなと思っております。そうすると集積の実績が上がっていくこともありますので、今後そこら辺また協議のもとになると思います。よろしくお願ひしたいと思います。ほかに御異議ありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、許可することに決定いたします

続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議に入ります。  
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。  
第2号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。  
1枚目が造成計画平面図、2枚目が横断図、3枚目が縦断図、4枚目が現況写真となって  
います。

整理番号 4

申請地

長与町平木場郷（地番）

地目 田

面積 1,135 m<sup>2</sup>

農地区分は、農用地区域内となっています。

申請者は、

譲渡人が、

長与町高田郷（地番） （氏名）

譲受人が、

長崎市（地番） （会社名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

転用目的ですが、駐車場を予定しております。備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地を購入し、事業用の駐車場として整備します。駐車場は、従業員用が8台、社用車用が11台、来客用が4台の計23台の計画です。場内は切土・盛土を行い、砕石で舗装します。また、雨水排水はU字溝を用いて河川に放流します。建物等は設置せず、周辺農地は申請地より高い所にあるため、営農に支障はありません。区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。

図面の左に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。 尾崎 明光 推進委員 お願いします。

推進委員  
2番

立会いを12月16日10時半より行いました。立会者は水谷会長、崎山職務代理、事務局の山崎局長、竹中さん、そして山中委員と私、そして行政書士です。

現地のほうは、切り盛りはですね若干ですけども、あと、水路の問題は、図面修正で改善されていると思います。この農地につきましては、去年までは、おばあさんがいらっしゃって、野菜などを作っていたんですけど、今回は野菜を若干作ってあるかなというぐらいで、後はちょっと荒れているような状態です。ここは通路がありませんので、脇の施設側から、入っておられたんじゃないかと思います。そういうことを考えると農地として利用するには大変難しい状態にあったのではないかと思っております。

あと事務局にちょっと確認ですが、行政書士に通路の入り口の盛土についてですね、隣地の石垣に土が被るので、その承諾をとれたかどうかのちょっと確認をお願いしてもらいたいと思います。他については問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。  
12番 山中 庄八郎 農業委員 お願いします。

12番 はい今から報告します。16日の10時半より水谷会長、崎山さん、そして事務局2人と尾崎さん、そして行政書士とで確認をいたしました。

私もここは初めて見ましたが、側溝で雨水をどのようにして排水するかが問題だと思いましたので、一応そちら辺はちゃんとするように、話をしました。あとは尾崎推進員さんが言われるよう、それで良いのじゃないかと私は思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。5番 渡邊委員

5番 すいません。図面の黄色とグリーンの違いは何ですかね。

事務局 図面の黄色とグリーンの違いは、切土と盛土の違いになってきます。基本的に緑のほうが盛土になります。切土が少ないので、土を持ってこないといけないという、格好にはなってきます。以上です。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えており、県へ進達することに決定いたします。  
続いて、第3号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明いたします。

第3号議案の1ページをお開きください。

整理番号 10

利用権を設定する者は、

長与町嬉里郷（地番） （氏名）

利用権の設定を受ける者は、

長与町吉無田郷（地番） （氏名）

権利対象の土地は、

所在 岡郷（地番）

地目 畑

面積 4,570 m<sup>2</sup>のうち 3,770 m<sup>2</sup> です。

作物名は果樹。権利の種類は賃貸借です。

期間は、令和7年2月10日から令和17年2月9日までの10年間です。年間の借賃は〇〇円 です。なお、10aあたりは 〇〇円となります。

今回の申請は、継続と表記をしておりますが、平成27年から農用地利用集積計画に基づく貸借契約が結ばれており、当該制度が終了を迎えるにあたって貸借の方法を切り替えるものです。

土地の所在を説明します。

図面の右上に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員  
8番

12月15日午前9時30分より水谷会長、崎山委員、山口委員、事務局の2名と、私、6名及び（賃借人）と現地を確認いたしました。

もともと（賃借人）が果樹を作られている所で、きれいに手入れをされており、何の問題もないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。 11番 山口 多美子 農業委員

11番

先ほど尾崎委員がおっしゃったように、12月16日に現地確認をいたしました。

現地は（賃借人）がきちんと手入れをされておりまして、何の問題もないと思います。

以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問は  
ありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、要請することに決定いたします  
続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局 2件目です。次ページをお開きください。

整理番号 11

利用権を設定する者は、

長与町三根郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町本川内郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 畑

面積 1,434 m<sup>2</sup> です。

作物名はみかん。権利の種類は賃貸借です

期間は、令和7年2月10日から令和12年2月9日までの5年間です。年間の借賃は〇〇円 です。なお、10aあたりは〇〇円となります。今回の申請は、継続と表記をしておりますが、平成17年から農用地利用集積計画に基づく貸借契約が結ばれており、当該制度が終了を迎えるにあたって貸借の方法を切り替えるものです。

土地の所在を説明します。

図面の中央に踏切がございます。踏切の、北西側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 はい、12月16日の10時から現地を確認しました。現場は、山頂付近で勾配をきつく、逆に継続されなかつたら、この土地を管理する人がいないんじゃないかという位の急な勾配であります。よって継続ということで問題はないと思います。以上です

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。 7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 12月16日に現地確認をしました。田中委員が言われるよう、勾配がきつくて、継続されなければ、本当に荒地になって行くのではないかということを感じました。(賃借人)が継続していく事になったということで、本当に良かったと思いました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、要請することに決定いたします  
続いて、第4号議案「非農地判断について」を審議いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号議案 非農地判断について、説明します。  
第4号議案の1ページをお開きください。  
11月の総会時に説明いたしました。「耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知」を11月29日付けで送付いたしました。送付件数は82件 130筆 面積は81,331.54m<sup>2</sup>で

す。送付した結果、「非農地」として異議がなかったものが、次ページにある令和6年度非農地通知一覧に掲載しております。対象件数が77件 118筆 面積が75,944.54m<sup>2</sup>について、非農地として承認することを判断していただきたいと思います。承認であれば、1ページにあります非農地通知を発送したいと考えております。説明は以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、非農地として承認することに、農業委員の方に挙手で賛否をとります。  
異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、非農地と承認することに決定いたします

これから、報告事項の行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

(令和6年12月行事報告)

最後に、1月の日程について、事務局からお願いします。

事務局

1月の日程ですが、総会を24日（金）の午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。